

法人県民税・事業税・特別法人事業税の税率表

令和4年4月
広島県

<法人県民税>

区 分		税 額
均等割	次に掲げる法人 ・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの) ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は除く) ・ 一般社団法人及び一般財団法人 ・ 資本金等の額が1千万円以下の法人	年額 21,000円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額 52,500円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 136,500円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 567,000円
	資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円
(注)・「資本金等の額」とは、法人税法に規定する額をいいます。平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後開始事業年度から法人県民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は、「期末現在の資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額)」と「期末現在の資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とを比較した大きい方の金額となります。 なお、保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は純資産額となります。 ・平成19年4月1日以後に開始する事業年度分から均等割額に5%相当の「ひろしまの森づくり県民税」の税額を加算して負担いただいています。		

区 分		税 率	
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
法人税割	資本金の額又は出資金の額が2千万円以下の法人	1.0%	
	資本金の額又は出資金の額が、2千万円を超える法人又は相互会社等	課税標準となる法人税額が年額1千万円以下のもの	1.0%
		課税標準となる法人税額が年額1千万円を超えるもの	1.8%
(注)・「課税標準となる法人税額(連結申告法人の場合は、個別帰属法人税額)」は、分割法人にあっては分割される前の額をいいます。 ※・広島県では、大規模な社会福祉施設の整備経費の財源に充てるため、法人県民税法人税割の超過課税が適用されます。			

<法人事業税>

★ 外形標準課税の対象とならない法人の場合

区 分		所得(個別所得)区分等		税 率		
				令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
ア	イ及びウ以外の事業	① ②以外の法人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%	3.5%
				所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.3%	5.3%
				所得のうち年800万円を超える金額	7.0%	7.0%
				軽減税率不適用法人(※1)		
イ	小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(※2)	②	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%	3.5%
				所得のうち年400万円を超える金額	4.9%	4.9%
				軽減税率不適用法人(※1)		
ウ	電気供給業(上記イに該当する場合を除く)、ガス供給業(※3)、生命・損害・少額短期・貿易保険業	所得割	所得金額	-	1.85%	
		収入割	収入金額	1.0%	0.75%	
					1.0%	

★ 外形標準課税の対象となる法人の場合

区 分		税 率			
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
エ	オ以外の事業(※3)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	0.4%	1.0%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.7%	
			所得のうち年800万円を超える金額	1.0%	
			軽減税率不適用法人(※1)		
オ	小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(※2)	所得割	付加価値割	1.2%	1.2%
			資本割	0.5%	0.5%
			収入割	-	0.75%
			付加価値割	-	0.37%
		資本割	-	0.15%	

※1 軽減税率不適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人をいいます。

※2 電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業をいいます。

なお、特定卸供給事業を行う法人は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から税率が適用されます。

※3 一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及び特定ガス供給業以外のガス供給業は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、所得割(外形標準課税対象法人は所得割のほか付加価値割、資本割)の税率が適用されます。

<特別法人事業税>

区 分		税 率	
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人の基準法人所得割額		260.0%	260.0%
外形標準課税法人以外の法人の基準法人所得割額	特別法人以外の法人(※2を除く)	37.0%	37.0%
	特別法人(※2を除く)	34.5%	34.5%
収入金額課税対象法人(※2を除く)の基準法人収入割額		30.0%	30.0%
小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人(※2)の基準法人収入割額		30.0%	40.0%
(注) 特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額及び基準法人収入割額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条約の実施に伴う税額控除、減免または特定寄附金税額控除がある場合には、それらの適用を受ける前の額によります。			

【令和元年9月30日までに開始する事業年度及び清算所得(平成22年9月30日までに解散した法人)に係る税率については、広島県ホームページでご確認ください。】